

島根県報

号外第七七号
平成十五年五月十六日
(金曜日)

公安委員会告示

公安告示

道路の交通に関する規制の一部改正

目 次

島根県公安委員会告示第50号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号（道路の交通に関する規制）の一部を次のように改正する。

平成15年 5 月16日

島根県公安委員長 古 瀬 章

別表第 1（法第 4 条第 1 項の規定による信号機を設置する場所）の松江警察署の部松江市の項中

場	所	種 類	摘 要
東津田町1253番地先	交差点	押ボタン式	

を

場	所	種 類	摘 要
東津田町1253番地 4 先	交差点	押ボタン式	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	種 類	摘 要
黒田町40番地 8 先	北側交差点	押ボタン式	
東朝日町236番地37先	交差点	押ボタン式	
春日町189番地 4 先	交差点	プログラム多段式	

別表第 1（法第 4 条第 1 項の規定による信号機を設置する場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場	所	種 類	摘 要
今市町927番地 1 先	鑑町入口交差点	押ボタン式	

別表第 1（法第 4 条第 1 項の規定による信号機を設置する場所）の出雲警察署の部松江市の項に次のように加える。

場	所	種 類	摘 要
多伎町大字小田74番地 1 先	多伎町役場前交差点	プログラム多段式	

別表第 1（法第 4 条第 1 項の規定による信号機を設置する場所）の川本警察署の部邑智郡の項に次のように加える。

場	所	種 類	摘 要
瑞穂町大字下田所263番地 1 先	交差点	プログラム多段式	

別表第 1（法第 4 条第 1 項の規定による信号機を設置する場所）の浜田警察署の部浜田市の項に次のように加える。

場	所	種 類	摘 要
上府町イ2445番地 6 先 浜田東インターチェンジ入口交差点		プログラム多段式	

別表第 1 (法第 4 条第 1 項の規定による信号機を設置する場所) の津和野警察署の部鹿足郡の項中

場	所	種 類	摘 要
六日市町大字七日市488番地先	交差点	押ボタン式	

を

場	所	種 類	摘 要
六日市大字七日市961番地先	七日市小学校入口交差点	押ボタン式	

に改める。

別表第 2 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の通行を禁止する場所) の高速道路交通警察隊の部中

場	所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時	摘 要
旭町大字丸原1529番地11先	旭バスストップ流入口		自動車(路線バスを除く。)	終日	

を削る。

別表第 3 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による一方通行場所) の高速道路交通警察隊の部中

区 間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時	摘 要
瑞穂町大字市木6412番地 2 先 瑞穂インターチェンジ本線車道への流出入路分岐点から 瑞穂町大字市木6288番地 2 先 瑞穂インターチェンジ本線車道上り車線流入口までの間 中国横断自動車車道瑞穂インターチェンジ上り車道流入路線	本線車道上り車線流入口から流出入路分岐点への進行禁止	310メートル	自動車	終日	
瑞穂町大字市木6412番地 2 先 瑞穂インターチェンジ本線車道への流出入路分岐点から 瑞穂町大字市木6404番地先 瑞穂インターチェンジ本線車道下り車線流入口までの間 中国横断自動車車道瑞穂インターチェンジ下り車線流入路線	本線車道下り車線流入口から流出入路分岐点への進行禁止	360メートル	自動車	終日	
瑞穂町大字市木6412番地 2 先 瑞穂インターチェンジ本線車道への流出入路分岐点から 瑞穂町大字市木6404番地先 瑞穂インターチェンジ本線車道下り車線流入口までの間 中国横断自動車車道瑞穂インターチェンジ下り車線流入路線	流出入路分岐点から本線車道上り車線流出口への進行禁止	190メートル	自動車	終日	

瑞穂町大字市木6288番地2先 瑞穂イオンチェンジ本線 車道下り車線流出口から瑞穂 町大字市木6412番地2先 瑞穂イオンチェンジ本線車道 への流出入路分岐点までの間 の中国横断自動車道瑞穂イ ンターチェンジ下り車線流出 路線	流出入路分 岐点から本 線車道下り 車線流出口 への進行禁 止	470 メートル	自 動 車	終 日	
旭町大字丸原1534番地10先 旭イオンチェンジ本線車道 への流出入路分岐点から同189 番地1先 旭イオンチェン ジ本線車道下り車線流入口ま での間の中国横断自動車道旭 イオンチェンジ下り車線流 入路線	本線車道下 り車線流入 口から流出 入路分岐点 への進行禁 止	290 メートル	自 動 車	終 日	
旭町大字丸原189番地1先 旭イオンチェンジ本線車道 上り車線流出口から同1534番 地10先 旭イオンチェンジ 本線車道への流出入路分岐点 までの間の中国横断自動車道 旭イオンチェンジ上り車線 流出路線	流出入路分 岐点から本 線車道上り 車線流出口 への進行禁 止	484 メートル	自 動 車	終 日	
旭町大字丸原1534番地10先 旭イオンチェンジ本線車道 への流出入路分岐点から旭町 大字丸原1537番地1先 旭イ オンチェンジ本線車道上り 車線流入口までの間の中国横 断自動車道旭イオンチェン ジ上り車道流入路線	本線車道上 り車線流入 口から流出 入路分岐点 への進行禁 止	320 メートル	自 動 車	終 日	

旭町大字丸原1539番地2先 旭イオンチェンジ本線車道 下り車道流出口から旭町大字 丸原1534番地10先 旭イ オンチェンジ本線車道への流 出入路分岐点までの間の中国 横断自動車道旭イオンチェ ンジ下り車線流出路線	流出入路分 岐点から本 線車道下り 車線流出口 への進行禁 止	190 メートル	自 動 車	終 日	
金城町大字今福1435番地3先 から同1846番地3先までの間 の中国横断自動車道金城パ ーキングエリア上り車線流入 路	北 行	640 メートル	自 動 車	終 日	
金城町大字今福1846番地3先 から同1435番地3先までの間 の中国横断自動車道金城パ ーキングエリア下り車線流入 路	南 行	665 メートル	自 動 車	終 日	

を

区 間	通行を禁止 する方向	区間距離	通行を禁止 するもの	通行禁止 時 日	摘要
邑智郡瑞穂町大字市木6412番 地2先 瑞穂イオンチェン ジ流出入路分岐点から同6288 番地2先 瑞穂イオンチェ ンジ本線車道上り線流入口ま での間の中国横断自動車道 島浜田線瑞穂イオンチェン ジ上り流入路	料金所方向 への北行	310 メートル	自 動 車	終 日	上り オ ン プ A

邑智郡瑞穂町大字市木6425番地先 瑞穂イソクターチェンソ本線車道上り車線流出口から同6412番地2先 瑞穂イソクターチェンソ流出入口までの間の中国横断自動車道広島浜田線瑞穂イソクターチェンソ上り流出路	本線方向への南行	190メートル	自動車	終日	上り オン ラン ブB
---	----------	---------	-----	----	----------------------

邑智郡瑞穂町大字市木6412番地2先 瑞穂イソクターチェンソ流出入口から同6404番地先 瑞穂イソクターチェンソ本線車道下り線流入口までの間の中国横断自動車道広島浜田線瑞穂イソクターチェンソ下り流入路	料金所方向への南行	360メートル	自動車	終日	下り オン ラン ブC
--	-----------	---------	-----	----	----------------------

邑智郡瑞穂町大字市木6288番地2先 瑞穂イソクターチェンソ本線車道下り車線流出口から同6412番地2先 瑞穂イソクターチェンソ流出入口までの間の中国横断自動車道広島浜田線瑞穂イソクターチェンソ下り流出路	本線方向への南行	470メートル	自動車	終日	下り オン ラン ブD
--	----------	---------	-----	----	----------------------

那賀郡旭町大字丸原1534番地10先 旭イソクターチェンソ流出入口から同1537番地1先 旭イソクターチェンソ本線車道上り車線流入口までの間の中国横断自動車道広島浜田線旭イソクターチェンソ上り流入路	料金所方向への北行	320メートル	自動車	終日	上り オン ラン ブA
---	-----------	---------	-----	----	----------------------

那賀郡旭町大字丸原189番地1先 旭イソクターチェンソ本線車道上り車線流出口から同1534番地10先 旭イソクターチェンソ流出入口までの間の中国横断自動車道広島浜田線旭イソクターチェンソ上り流出路	本線方向への北行	484メートル	自動車	終日	上り オン ラン ブB
--	----------	---------	-----	----	----------------------

那賀郡旭町大字丸原1534番地10先 旭イソクターチェンソ流出入口から同189番地1先 旭イソクターチェンソ本線車道下り車線流入口までの間の中国横断自動車道広島浜田線旭イソクターチェンソ下り流入路	料金所方向への南行	290メートル	自動車	終日	下り オン ラン ブC
--	-----------	---------	-----	----	----------------------

那賀郡旭町大字丸原1539番地2先 旭イソクターチェンソ本線車道下り線流出口から同1534番地10先 旭イソクターチェンソ流出入口までの間の中国横断自動車道広島浜田線旭イソクターチェンソ下り流出路	本線方向への北東行	190メートル	自動車	終日	下り オン ラン ブD
--	-----------	---------	-----	----	----------------------

那賀郡金城町大字今福1846番地3先 金城パーキングエリア本線車道上り線流出口から同1435番地3先 金城パーキングエリア本線車道上り線流入口までの間の中国横断自動車道広島浜田線金城上りパーキングエリア流出路	西行	640メートル	自動車	終日	
--	----	---------	-----	----	--

報 告 根 拠

那賀郡金城町大字今福1435番地 3 先 金城パーキングエリア本線車道下り線流出口から同1846番地 3 先 金城パーキングエリア本線車道下り車線流入口までの間の中国横断自動車道広島浜田線金城下りパーキングエリア流出入路	東 行	665 メートル	自動車	終日	
--	-----	-------------	-----	----	--

に改める。

別表第 4 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所) の松江警察署の部松江市の項中

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
上乃木三丁目12番27号 前交差点	東進車両の左折北行及び西進車両の右折北行	車 両 (軽車両を) (除く。)	午前 7 時から午前 9 時まで	

を

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
上乃木三丁目12番27号 前交差点	東進車両の左折北行・右折南行及び西進車両の右折北行・左折南行	車 両 (軽車両を) (除く。)	午前 7 時から午前 9 時まで	

に改める。

別表第 4 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所) の高速道路交通警察隊の部中

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
旭町大字丸原1537番地 1 先 中国横断自動車道旭イオンターチェンジ本線車道上り車線流入口	東進車両の左折西行	自 動 車	終 日	
旭町大字丸原1537番地 1 先 中国横断自動車道旭イオンターチェンジ本線車道下り車線流入口	東進車両の右折西行	自 動 車	終 日	
旭町大字丸原189番地 2 先 中国横断自動車道旭イオンターチェンジ本線車道下り車線流入口	西進車両の左折東行	自 動 車	終 日	
旭町大字丸原189番地 2 先 中国横断自動車道旭イオンターチェンジ本線車道下り車線流入口	西進車両の右折東行	自 動 車	終 日	
旭町大字丸原1539番地 5 先 中国横断自動車道旭イオンターチェンジ本線車道上下車線流出路合流点	西進車両の左折東行	自 動 車	終 日	
旭町大字丸原1539番地 5 先 中国横断自動車道旭イオンターチェンジ本線車道上下車線流出路合流点	西進車両の右折東行	自 動 車	終 日	
瑞穂町大字市木6280番地先 中国横断自動車道瑞穂イオンターチェンジ本線車道上り車線流入口	北進車両の左折南行	自 動 車	終 日	
瑞穂町大字市木6280番地先 中国横断自動車道瑞穂イオンターチェンジ本線車道上下車線流入口	北進車両の右折南行	自 動 車	終 日	

瑞穂町大字市木6404番地先 中国横断自動車道瑞穂インターチェンジ本線車道下り車線流入口	南進車両の左折北行	自動車	終日	
瑞穂町大字市木6404番地先 中国横断自動車道瑞穂インターチェンジ本線車道下り車線流入口	南進車両の右折北行	自動車	終日	
瑞穂町大字市木6406番地2先 中国横断自動車道瑞穂インターチェンジ本線車道上下車線流出路合流点	東進車両の右折西行	自動車	終日	
瑞穂町大字市木6407番地先 中国横断自動車道瑞穂インターチェンジ本線車道上下車線流出路合流点	東進車両の左折西行	自動車	終日	
金城町大字今福1435番地3先 中国横断自動車道金城パーキングエリア上り本線車道流入口	南進車両の左折北行	自動車	終日	
金城町大字今福1435番地3先 中国横断自動車道金城パーキングエリア上り本線車道流入口	南進車両の右折北行	自動車	終日	
金城町大字今福1846番地3先 中国横断自動車道金城パーキングエリア下り本線車道流入口	北進車両の右折南行	自動車	終日	
金城町大字今福1846番地3先 中国横断自動車道金城パーキングエリア下り本線車道流入口	北進車両の左折南行	自動車	終日	
旭町大字本郷263番地4先 重富バスストップ本線車道下り車線流出口	西進車両の左折南行	自動車	終日	
旭町大字本郷704番地1先 重富バスストップ本線車道下り車線流入口	西進車両の左折東行	自動車	終日	

旭町大字本郷1674番地1先 重富バスストップ本線車道下り車線流入口	西進車両の右折東行	自動車	終日	
旭町大字丸原1529番地1先 旭バスストップ流出口	東進車両の右折南行	自動車	終日	

を

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
那賀郡旭町大字丸原1537番地1先 中国横断自動車道広島浜田線旭インターチェンジ上り本線車道の上り流入接続路流入口	東進車両の左折西行	自動車	終日	上り本線のアップ流入口
那賀郡旭町大字丸原1537番地1先 中国横断自動車道広島浜田線旭インターチェンジ上り流入接続路の上り本線車道流入口	東進車両の右折西行	自動車	終日	アップの本線流入口
那賀郡旭町大字丸原189番地2先 中国横断自動車道広島浜田線旭インターチェンジ下り本線車道の下り流入接続路流入口	西進車両の左折東行	自動車	終日	下り本線のアップ流入口
那賀郡旭町大字丸原189番地2先 中国横断自動車道広島浜田線旭インターチェンジ下り本線車道の下り流入接続路の下り本線車道流入口	西進車両の右折東行	自動車	終日	アップの本線流入口

那賀郡旭町大字丸原1539番地 5 先 中国 横断自動車道広島浜田線旭イオンターチェン ジ上り流出接続路 (B) と下り流出接 続路 (D) との合流点の上り流出接続 路 終点	西進車両の 左折東行	自 動 車	終 日	Bラ ソゾ 終点
那賀郡旭町大字丸原1539番地 5 先 中国 横断自動車道広島浜田線旭イオンターチェ ンジ上り流出接続路 (B) と下り流出接 続路 (D) との合流点の下り流出接続 路 終点	西進車両の 右折東行	自 動 車	終 日	Dラ ソゾ 終点
邑智郡瑞穂町大字市木6280番地先 中国 横断自動車道広島浜田線瑞穂イオンター チェンジ上り本線車道の上り流入接続 路 流入口	南進車両の 左折北行	自 動 車	終 日	上り 本線 のA ラソ ゾ流 入口
邑智郡瑞穂町大字市木6280番地先 中国 横断自動車道広島浜田線瑞穂イオンター チェンジ上り流入接続路の上り本線車道 流入口	南進車両の 右折北行	自 動 車	終 日	Aラ ソゾ の本 線流 入口
邑智郡瑞穂町大字市木6404番地先 中国 横断自動車道広島浜田線瑞穂イオンター チェンジ下り本線車道の下り流入接続 路 流入口	北進車両の 左折南行	自 動 車	終 日	下り 本線 のC ラソ ゾ流 入口
邑智郡瑞穂町大字市木6404番地先 中国 横断自動車道広島浜田線瑞穂イオンター チェンジ下り流入接続路の下り本線車道 流入口	北進車両の 右折南行	自 動 車	終 日	Cラ ソゾ の本 線流 入口

邑智郡瑞穂町大字市木6406番地先 中国 横断自動車道広島浜田線瑞穂イオンター チェンジ上り流出接続路 (B) と下り流 出接続路 (D) との合流点の上り流出接 続路 終点	東進車両の 右折西行	自 動 車	終 日	Bラ ソゾ 終点
邑智郡瑞穂町大字市木6406番地先 中国 横断自動車道広島浜田線瑞穂イオンター チェンジ上り流出接続路 (B) と下り流 出接続路 (D) との合流点の下り流出接 続路 終点	東進車両の 左折西行	自 動 車	終 日	Dラ ソゾ 終点
那賀郡金城町大字今福1435番地 3先 中 国横断自動車道広島浜田線上り本線車道 の金城パーキングエリア本線流入口	東進車両の 左折西行	自 動 車	終 日	
那賀郡金城町大字今福1435番地 3先 中 国横断自動車道広島浜田線金城上りパー キングエリアの上り本線車道流入口	東進車両の 右折西行	自 動 車	終 日	
那賀郡金城町大字今福1846番地 3先 中 国横断自動車道広島浜田線下り本線車道 の金城パーキングエリア本線流入口	西進車両の 左折東行	自 動 車	終 日	
那賀郡金城町大字今福1846番地 3先 中 国横断自動車道広島浜田線下り本線車道 の金城パーキングエリア本線流入口	西進車両の 右折東行	自 動 車	終 日	
那賀郡旭町大字本郷263番地 4先 中国 横断自動車道広島浜田線重富パストッ プ本線車道下り車線流出口	北西進車両 の左折西行	自 動 車	終 日	
那賀郡旭町大字本郷704番地 1先 中国 横断自動車道広島浜田線重富パストッ プ本線車道下り車線流入口	北西進車両 の左折南東 行	自 動 車	終 日	

那賀郡旭町大字本郷1674番地 1 先 中国 横断自動車道広島浜田線重富バススト ッ接続路の本線車道下り車線流入口	北西進車両 の右折南東 行	自 動 車	終 日	
那賀郡旭町大字丸原1529番地11先 旭バ スストッ プ流出口三差路	東進車両の 右折南行	自 動 車	終 日	

に改め

場 所	旭町大字丸原1529番地11先 旭バス ストッ プ流入口	進行を禁止 する方向	西進車両の 左折南行	対 象 車 両	自 動 車 (路線バス を除く。)	禁 止 日 時	終 日	摘 要	
-----	---------------------------------	---------------	---------------	---------	-------------------------	---------	-----	-----	--

を削る。

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)
の松江警察署の部松江市の項中

場 所	古志原町530の 2 番地先 三差路	横断歩道 設置数	1	摘 要	
場 所	東津田町1253番地先 交差点	横断歩道 設置数	1	摘 要	

を

場 所	古志原 4 丁目 3 番15号先 北東側三差路	横断歩道 設置数	1	摘 要	
場 所	東津田町1253番地 4 先 交差点	横断歩道 設置数	2	摘 要	

に改め、同項を次のように加える。

場 所	東津田町1083番地 1 先 交差点	横断歩道 設置数	1	摘 要	
場 所	東津田町1849番地 1 先 北西側交差点	横断歩道 設置数	1	摘 要	
場 所	朝日町478番地18先 松江テールサ東側JR松江駅構内	横断歩道 設置数	1	摘 要	
場 所	朝日町472番地 2 先 JR松江駅北側コンコース北方	横断歩道 設置数	1	摘 要	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)
の松江警察署の部八束郡の項中

場 所	玉鷲町大字布志名81番地 2 先 交差点	横断歩道 設置数	2	摘 要	
-----	----------------------	-------------	---	-----	--

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
玉湯町大字布志各81番地 2 先	交差点	3	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
美保関町大字美保関865番地先	南東側県道三差路	1	
美保関町大字美保関902番地先	南方県道三差路	1	
玉湯町大字湯町1776番地 1 先	北側三差路	2	
玉湯町大字湯町1796番地先	玉湯町中央公民館南東側交差点	3	
玉湯町大字湯町1865番地先	三差路	1	
東出雲町錦新町 5 丁目 2 番10号先	三差路	2	
美保関町大字千酌1256番地 1 先	北西側約300m地点の三差路	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の安来警察署の部能義郡の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
伯太町大字安田1877番地 1	伯太大橋西詰交差点	2	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
下古志町837番地 1 先	神戸川小学校入口	1	

を削り、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
浜町1154番地 4 先	東方交差点	3	
浜町1584番地先	南方交差点	2	
下古志町785番地16先	出雲西高入口バス停付近	1	
西園町1248番地先	く にびき海岸大橋東詰交差点	1	
西園町2702番地先	南方交差点	2	
西園町3260番地11先	く にびき海岸大橋西詰交差点	1	

今市町927番地 1 先 鑑町入口交差点	1	
----------------------	---	--

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の出雲警察署の部鯉川郡の項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘 要
斐川町大字直江町4487番地先	1	
多伎町大字小田74番地 1 先 多伎町役場前交差点	2	
多伎町大字久村1124番地先 北方50メートル交差点	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の平田警察署の部平田市の項中

場 所	横断歩道設置数	摘 要
平田町2265番地の 8 先 東橋東詰	2	
平田町245番地11先 北方約50メートル地点の交差点	2	

を

場 所	横断歩道設置数	摘 要
平田町2338番地 東橋東詰交差点 (南・北・東)	3	

平田町245番地11先 北方約50メートル地点の交差点	4	
-----------------------------	---	--

に改め、同項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘 要
平田町2791番地 1 先 東橋西詰交差点 (北)	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の大社警察署の部鯉川郡の項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘 要
大社町大字北荒木318番地 1 先	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の川本警察署の部邑智郡の項中

場 所	横断歩道設置数	摘 要
大和村大字都賀西303番地 三差路	2	

を

場 所	横断歩道設置数	摘 要
大和村大字都賀西303番地23先 交差点	1	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
桜江町大字谷住郷1476番地 5 先	東側三差路 (長戸路橋東方)	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の浜田警察署の部浜田市の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
牛市町 2 番地先	三差路	2	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
牛市町 89 番地 7 先	三重橋東方交差点	2	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
牛市町 13 番地先	鏡山大橋南詰交差点	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の益田警察署の部益田市の項中

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
昭和町 1 415 番地 3 先	島根県立石見高等看護学院先三差路	1	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
昭和町 20 番 15 号	島根県立石見高等看護学院先三差路	1	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
飯田町 1364 番地 1 先	飯田橋北詰三差路	3	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の津和野警察署の部鹿足郡の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
津和野町 大字 森村 1 227 番地先	十字路	1	
津和野町 大字 山下 361 番地先	三差路	1	
津和野町 大字 後田 457 番地先	十字路	1	

津和野町大字中川421番地先 三差路	1	
日原町大字枕瀬549番地先 枕瀬西詰交差点	2	
津和野町大字鷺原口1224番地先 新橋北詰交差点	2	
津和野町大字鷺原324番地 2 先 三差路	1	
六日市町大字七日市452番地 1 先 県営住宅先	1	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
津和野町大字森村口77番地 1 先交差点		1	
津和野町大字山下362番地 3 先三差路		1	
津和野町大字後田口474番地先交差点		1	
津和野町大字中川548番地 6 先 木部駐在所前三差路		1	
日原町大字枕瀬554番地 7 先 枕瀬橋西詰交差点		2	
津和野町大字鷺原口324番地 2 先 新橋西詰三差路		3	
六日市町大字七日市451番地 2 先 県営住宅前三差路		1	

に改める。

別表第 7 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 63 条の 4 第 1 項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場	所	区間距離 メートル	摘要
美保関町大字美保関902番地先 南方県道三差路から美保関町大字美保関865番地先 南東側県道三差路までの間の主要地方道境美保関線の北側歩道		740	片側

別表第 7 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 63 条の 4 第 1 項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の津和野警察署の部鹿足郡の項中

場	所	区間距離 メートル	摘要
六日市町大字真田地内、七村部落入口三差路から同町大字七日市595の 1 番地先までの間の国道187号線の北側歩道		1,550	片側

を

場	所	区間距離 メートル	摘要
六日市町大字真田 6 番地先 七村地区入口三差路から同町大字立戸248番地 7 先までの間の国道187号の北側歩道		3,700	片側

に改める。

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の高速道路交通警察隊の部中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 種	制 日 限 時	区間距離	摘要
高佐町3477番地2先 千代田起点55,782キロメートル地点から下府町355番地先 千代田起点56,552キロメートル地点までの間の中国横断自動車道本線車道上下り車線及び浜田インターチェンジ上下り車線流入路	50キロメートル	自 動 車	終 日	770メートル	
高佐町3494番地3先 千代田起点55,562キロメートル地点から下府町354番地1先 千代田起点56,582キロメートル地点までの間の中国横断自動車道本下り車線及び浜田インターチェンジ下り車線流出路	50キロメートル	自 動 車	終 日	1,020メートル	
金城町大字今福1435番地3先から同1846番地3先までの間の中国横断自動車道金城パーキングエリア上下り車線流入路	40キロメートル	自 動 車	終 日	640メートル	
金城町大字今福1435番地3先から同1846番地3先までの間の中国横断自動車道金城パーキングエリア下り車線流出路	40キロメートル	自 動 車	終 日	665メートル	
瑞穂町大字市木6412番地2先 瑞穂インターチェンジ本線車道への流出入路分岐点から瑞穂町大字市木6288番地2先 瑞穂インターチェンジ本線車道上下り車線流入路までの間の中国横断自動車道瑞穂インターチェンジ上下り車線流入路	30キロメートル	自 動 車	終 日	310メートル	

瑞穂町大字市木6425番地先 瑞穂インターチェンジ本線車道上下り車線流出路から瑞穂町大字市木6412番地2先 瑞穂インターチェンジ本線車道への流出入路分岐点までの間の中国横断自動車道瑞穂インターチェンジ上下り車線流出路	30キロメートル	自 動 車	終 日	190メートル	
瑞穂町大字市木6412番地2先 瑞穂インターチェンジ本線車道への流出入路分岐点から瑞穂町大字市木6404番地先 本線車道下り車線流入路までの間の中国横断自動車道瑞穂インターチェンジ下り車線流入路	30キロメートル	自 動 車	終 日	360メートル	
瑞穂町大字市木6288番地2先 瑞穂インターチェンジ本線車道下り車線流出路から瑞穂町大字市木6412番地2先 瑞穂インターチェンジ本線車道への流出入路分岐点までの間の中国横断自動車道瑞穂インターチェンジ下り車線流出路	30キロメートル	自 動 車	終 日	470メートル	
旭町大字丸原1534番地10先 旭インターチェンジ本線車道への流出入路分岐点から旭町大字丸原1537番地1先 旭インターチェンジ上下り車線流入路までの間の中国横断自動車道旭インターチェンジ上下り車線流入路	30キロメートル	自 動 車	終 日	320メートル	

旭町大字丸原189番地1先 旭イ ンターチェンジ本線車道上り車線 流出口から同1534番地10先 旭イ ンターチェンジ本線車道への流出 入口までの間の中国横断自動車 道旭インターチェンジ下り車線流 入路線	30キロ メートル	自 動 車	終 日	484 メートル	
--	--------------	-------	-----	-------------	--

旭町大字丸原1534番地10先 旭イ ンターチェンジ本線車道への流出 入路分岐点から同189番地1先 旭インターチェンジ本線下り車線 流入口までの間の中国横断自動車 道旭インターチェンジ下り車線流 入路線	30キロ メートル	自 動 車	終 日	290 メートル	
--	--------------	-------	-----	-------------	--

旭町大字丸原1539番地2先 旭イ ンターチェンジ本線車道下り車線 流出口から旭町大字丸原1537番地 10先 旭インターチェンジ本線車 道への流出入路分岐点までの間の 中国横断自動車旭インターチェ ンジ下り車線流出路線	30キロ メートル	自 動 車	終 日	190 メートル	
--	--------------	-------	-----	-------------	--

旭町大字丸原1534番地10先 本線 車道への流出入路分岐点から同138 番地1先 主要地方道浜田八重可 部線の交点までの間の中国横断自 動車道旭インターチェンジ流出入 路線	30キロ メートル	自 動 車	終 日	160 メートル	
--	--------------	-------	-----	-------------	--

八東郡六道町大字佐々布178番地 3先から飯石郡三刀屋町大字給下 三刀屋高架橋中央部までの間の中 国横断自動車道尾道松江線「松江 自動車道」本線車道上り車線	70キロ メートル	自 動 車 (緊急自動車 引①②③を 除く。)	終 日	9001 メートル	
--	--------------	----------------------------------	-----	--------------	--

飯石郡三刀屋町大字給下三刀屋高 架橋中央部から同町大字下熊谷 1489番地2先までの間の中国横断 自動車道尾道松江線「松江自動車 道」本線車道上り車線	50キロ メートル	自 動 車 (緊急自動車 引①②③を 除く。)	終 日	596 メートル	
---	--------------	----------------------------------	-----	-------------	--

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 高	制 限 時 日	区間距離	摘要
浜田市高佐町3477番地2先 千代 田起点55,782キロメートル地点か ら同下府町355番地先 千代田起 点56,552キロメートル地点までの 間の中国横断自動車道広島浜田線 流入接続路及び本線車道下り線	50キロ メートル	自 動 車 (緊急自動車 引①②③ を除く。)	終 日	770 メートル	
浜田市高佐町3494番地3先 千代 田起点55,562キロメートル地点か ら同下府町354番地1先 千代田 起点56,582キロメートル地点まで の間の中国横断自動車道広島浜田 線流出接続路及び本線車道下り線	50キロ メートル	自 動 車 (緊急自動車 引①②③ を除く。)	終 日	1,020 メートル	
那賀郡金城町大字今福1846番地3 先 金城パーキングエリア本線車 道下り線流出口から同1435番地3 先 金城パーキングエリア本線車 道下り線流入口までの間の中国 横断自動車道広島島浜田線金城上り パーキングエリア流入路	40キロ メートル	自 動 車 (緊急自動車 引②③を 除く。)	終 日	640 キロメー トル	
那賀郡金城町大字今福1435番地3 先 金城パーキングエリア本線車 道下り線流出口から同1846番地3 先 金城パーキングエリア本線車 道下り線流入口までの間の中国 横断自動車道広島島浜田線金城下り パーキングエリア流入路	40キロ メートル	自 動 車 (緊急自動車 引②③を 除く。)	終 日	665 メートル	

邑智郡瑞穂町大字市木6412番地2
先 瑞穂イオンセンターチェンジ流出
入路分岐点から同6288番地2先 瑞
穂イオンセンターチェンジ本線車道
上り線流入口までの間の中国横断自
動車道広島浜田線瑞穂イオンター
チェンジ上り流入路

自動車
(緊急自動車、けん引③を除く。)

終日

310
メートル

上り
オン
ラ
ン
プ
A

邑智郡瑞穂町大字市木6425番地先
瑞穂イオンセンターチェンジ本線車道
上り車線流出口から同6412番地2
先 瑞穂イオンセンターチェンジ流出
入路分岐点までの間の中国横断自動
車道広島浜田線瑞穂イオンター
チェンジ上り流出路

自動車
(緊急自動車、けん引③を除く。)

終日

190
メートル

上り
オン
ラ
ン
プ
B

邑智郡瑞穂町大字市木6412番地2
先 瑞穂イオンセンターチェンジ流出
入路分岐点から同6404番地先 瑞穂
イオンセンターチェンジ本線車道下り線
流入口までの間の中国横断自動車
道広島浜田線瑞穂イオンター
チェンジ下り流入路

自動車
(緊急自動車、けん引③を除く。)

終日

360
メートル

下り
オン
ラ
ン
プ
C

邑智郡瑞穂町大字市木6288番地2
先 瑞穂イオンセンターチェンジ本線車
道下り車線流出口から同6412番地
2先 瑞穂イオンセンターチェンジ流出
入路分岐点までの間の中国横断自
動車道広島浜田線瑞穂イオンター
チェンジ下り流出路

自動車
(緊急自動車、けん引③を除く。)

終日

470
メートル

下り
オン
ラ
ン
プ
D

那賀郡旭町大字丸原1534番地10先
旭イオンセンターチェンジ流出入路分
岐点から同1537番地1先 旭イ
オンセンターチェンジ本線車道
上り線流入口までの間の中国横断自
動車道広島浜田線旭イオンター
チェンジ上り流入路

自動車
(緊急自動車、けん引③を除く。)

終日

320
メートル

上り
オン
ラ
ン
プ
A

那賀郡旭町大字丸原189番地1先
旭イオンセンターチェンジ本線車道
上り車線流出口から同1534番地10先
旭イオンセンターチェンジ流出入路分
岐点までの間の中国横断自動車道
広島浜田線旭イオンター
チェンジ上り流出路

自動車
(緊急自動車、けん引③を除く。)

終日

484
メートル

上り
オン
ラ
ン
プ
B

那賀郡旭町大字丸原1534番地10先
旭イオンセンターチェンジ流出入路分
岐点から同189番地1先 旭イ
オンセンターチェンジ本線車道下り車線流
入口までの間の中国横断自動車道
広島浜田線旭イオンター
チェンジ下り流入路

自動車
(緊急自動車、けん引③を除く。)

終日

290
メートル

下り
オン
ラ
ン
プ
C

那賀郡旭町大字丸原1539番地2先
旭イオンセンターチェンジ本線車道下
り線流出口から同1534番地10先
旭イオンセンターチェンジ流出入路分岐
点までの間の中国横断自動車道
広島浜田線旭イオンター
チェンジ下り流出路

自動車
(緊急自動車、けん引③を除く。)

終日

190
メートル

下り
オン
ラ
ン
プ
D

那賀郡旭町大字丸原1534番地10先 旭イオンセンター流出入路分岐点から同138番地1先 旭イオンセンター入口交差点までの間の中国横断自動車道広島浜田線本線接続路(95m)及び主要地方道弥栄旭イオンター線(65m)	30キロメートル	自動車 (緊急自動車、けん引③を除く。)	終日	160メートル	
--	----------	-------------------------	----	---------	--

八東郡宍道町大字佐々布178番地3先から飯石郡三刀屋町大字三刀屋72番地12までの間の中国横断自動車道尾道松江線「松江自動車道」本線車道上り車線	70キロメートル	自動車 (緊急自動車、けん引①②を除く。)	終日	9131メートル	
飯石郡三刀屋町大字三刀屋72番地12先から同町大字下熊谷1489番地2先までの間の中国横断自動車尾道松江線「松江自動車道」本線車道上り車線	50キロメートル	自動車 (緊急自動車、けん引①②を除く。)	終日	466メートル	

に改める。

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所)の松江警察署の部(松江市の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制限 日 時	区間距離	摘要
内中原町320番地4先三差路から国屋町448番地1先までの間の市道北松江西生馬線(750メートル)及 中原上追子線(400メートル)及び内中原3号線(450メートル)	30キロメートル	車 (緊急自動車、けん引③を除く。)	終日	1,600メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制限 日 時	区間距離	摘要
内中原町320番地4先三差路から国屋町378番地19先三差路までの間の市道北松江西生馬線・内中原上追子線及び内中原3号線	30キロメートル	車 (緊急自動車、けん引③を除く。)	終日	2,500メートル	

に改める。

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所)の松江警察署の部(八東郡の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制限 日 時	区間距離	摘要
美保関町大字美保関660番地先美保関町公民館前交差点から同町大字美保関字客人山1361番地先までの間の漁港臨港道路	30キロメートル	自動車	終日	700メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制限 日 時	区間距離	摘要
美保関町大字美保関661番地先美保関町公民館前交差点から美保関町大字美保関253番地先西方200m地点までの間の漁港臨港道路	30キロメートル	車 (緊急自動車、けん引③を除く。)	終日	700メートル	

に改め、

規 則

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
美保関町大字森山821番地3先 境水道大橋入口三差路から美保関 町大字美保関660番地先 美保関 公民館前までの間の県道境美保関 線	40キロ メートル	車 両 (緊急自動 車、原付、 けん引(②) ③を除く。)	終 日	7,550 メートル	

を削り、同項に次のように加える。

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
美保関町大字森山823番地先 境 水道大橋入口三差路から美保関町 大字美保関902番地先 南方県道 三差路までの間の主要地方道境美 保関線	40キロ メートル	車 両 (緊急自動 車、原付、 けん引(②) ③を除く。)	終 日	4,900 メートル	
美保関町大字美保関865番地先 南東側県道三差路から美保関町大 字美保関町661番地先 美保関公 民館前までの間の主要地方道境美 保関線	40キロ メートル	車 両 (緊急自動 車、原付、 けん引(②) ③を除く。)	終 日	1,700 メートル	
美保関町大字美保関902番地先 南方県道三差路から美保関町大字 美保関865番地先 南東側県道三 差路までの間の主要地方道境美保 関線	50キロ メートル	車 両 (緊急自動 車、原付、 けん引(①) ②③を除 く。)	終 日	710 メートル	

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所)
の出雲警察署の部鯨川郡の項に次のように加える。

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
斐川町大字求院1470番地5先交差 点から斐川町大字神米1955番地先 交差点までの間の町道	40 キロ メートル	車 両 (緊急自動 車、原付、 けん引(②) ③を除く。)	終 日	1,200 メートル	

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所)
の大社警察署の部鯨川郡の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
大社町大字北荒木10番地28先交差 点から同町大字杵築北2884番地先 稲佐交差点までの間の主要地方道 大社日御碕線	50キロ メートル	車 両 (緊急自動 車、原付、 けん引(①) ②③を除 く。)	終 日	2,200 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
大社町大字北荒木334番地1先万 代橋東方交差点から大社町大字杵 築北2884番地先稲佐交差点までの 間の国道431号及び主要地方道大 社日御碕線	50キロ メートル	車 両 (緊急自動 車、原付、 けん引(①) ②③を除 く。)	終 日	2,900 メートル	

に改める。

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所)
の温泉津警察署の部瀬摩郡の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘要
仁摩町大字大國町462番地 3 先 南方約50メートル先から同町大字 大國町1073番地 3 先までの間の主 要地方道仁摩瑞穂線	40キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(②) ③を除く。	終 日	850 メートル	

を削り、同項に次のように加える。

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘要
仁摩町大字大國町1005番地先から 同町大字大國町1073番地 3 先ま での間の主要地方道仁摩瑞穂線	40キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(②) ③を除く。	終 日	300 メートル	

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第22条第 1 項の規定による最高速度制限場所)の津和野警察署の部鹿足郡の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘要
津和野町大字森村 1 415 番地先 森三差路から同町大字中座 1 148 番地先桂橋南詰までの間の町道森 野坂線	30キロ メートル	車 緊急自動 車、けん 引(③を除 く。	終 日	1,600 メートル	
津和野町大字中座 1 692 内 1 番地 1 先四差路から津和野町大字鷺原 1 224 番地先新橋西詰三差路ま での間の町道新橋線	30キロ メートル	自 動 車	終 日	200 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘要
津和野町大字森村 1 415 番地先三 差路から津和野町大字中座 1 943 番地 1 先交差点までの間の町道森 野坂線	40キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(②) ③を除く。	終 日	1,000 メートル	
津和野町大字中座 1 943 番地 1 先 交差点から津和野町大字鷺原 324 番地 2 先新橋西詰三差路までの間 の町道新橋線	40キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(②) ③を除く。	終 日	200 メートル	

に改め、

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘要
津和野町大字森村 1 415 番地先三 差路から津和野町大字中座 1 148 番地先桂橋南詰までの間の町道森 野坂線	30キロ メートル	車 緊急自動 車、けん 引(③を除 く。	終 日	1,600 メートル	

を削る。

別表第 9 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第17条第 5 項第 4 号の規定による追越のための右側部分のみ出し通行禁止場所) の高速道路交通警察隊の部中

場 所	区間距離	禁止日時	摘要
那賀郡金城町大字津井1093番地 3 先 千代田起点48.207 キロメートル地点から浜田市下府町355番地先 千代田 起点56.552キロメートル地点までの間の中国横断自動車 道本線車道(上り)車線	8,345 メートル	終 日	

那賀郡金城町大字宇津井1093番地 3 先 千代田起点48.112
 キロメートル地点から浜田市下府町354番地 1 先 千代
 田起点56.582キロメートル地点までの間の中国横断自動
 車道本線車道入り車線

旭町大字丸原1638番地 9 先 千代田起点40.452キロメー
 トル地点から金城町大字今福1447番地 7 先 千代田起点
 46.112キロメートル地点までの中国横断自動車道本線車
 道入り車線

旭町大字丸原1637番地 3 先 千代田起点40.332キロメー
 トル地点から金城町大字今福1451番地 4 先 千代田起点
 46.032キロメートル地点までの間の中国横断自動車本線
 車道下り車線

瑞穂町大字市木地内 猪子山トソネル広島県境界千代田
 起点20.204キロメートル地点から瑞穂町大字市木1640番
 地先 千代田起点22.352キロメートル地点までの間の中
 国横断自動車本線車道入り車線

瑞穂町大字市木地内 猪子山トソネル広島県境界千代田
 起点20.204キロメートル地点から瑞穂町大字市木1631番
 地 1 先 千代田起点22.332キロメートル地点までの間の
 中国横断自動車道本線車道下り車線

邑智郡瑞穂町大字市木6634番地先 千代田起点25.095キ
 ロメートル地点から那賀郡旭町大字和田1671番地先 千
 代田起点38.032キロメートル地点までの間の中国横断自
 動車道本線車道入り車線

邑智郡瑞穂町大字市木6634番地 3 先 千代田起点25.095
 キロメートル地点から那賀郡旭町大字和田1671番地先
 千代田起点38.032キロメートル地点までの間の中国横断
 自動車道本線車道下り車線

を

場	所	区間距離	禁止日時	摘要
浜田市下府町355番地先	千代田起点56.552キロメー トル地点から那賀郡金城町大字宇津井1093番地 3 先 千代 田起点48.207キロメートル地点までの間の中国横断自動 車道広島浜田線流入接続路 (600m) 及び本線車道入り 線 (7.745m)	8,470 メートル	終 日	
那賀郡金城町大字宇津井1093番地 3 先	千代田起点48.1 12キロメートル地点から浜田市下府町354番地 1 先 千 代田起点56.582キロメートル地点までの間の中国横断自 動車道広島浜田線本線車道下り線 (7.870m) 及び流出 接続路 (600m)	8,470 メートル	終 日	
那賀郡金城町大字今福1447番地 7 先	千代田起点46.112 キロメートル地点から同旭町大字丸原1638番地 9 先 千 代田起点40.452キロメートル地点までの間の中国横断自 動車道広島浜田線本線車道入り車線	5,660 メートル	終 日	
那賀郡旭町大字丸原1637番地 3 先	千代田起点40.332キ ロメートル地点から同金城町大字今福1451番地 4 先 千 代田起点46.032キロメートル地点までの間の中国横断自 動車道広島浜田線本線車道下り車線	5,700 メートル	終 日	
邑智郡瑞穂町大字市木地内	猪子山トソネル広島県境界 千代田起点20.204キロメートル地点から同町大字市木16 40番地先 千代田起点22.352キロメートル地点までの間 の中国横断自動車道広島浜田線本線車道入り線	2,148 メートル	終 日	
邑智郡瑞穂町大字市木地内	猪子山トソネル広島県境界 千代田起点20.204キロメートル地点から同町大字市木1631 番地 1 先 千代田起点22.332キロメートル地点までの間 の中国横断自動車道広島浜田線本線車道下り線	2,128 メートル	終 日	

報 根 拠

邑智郡瑞穂町大字市木6634番地先 千代田起点25.095キロメートル地点から那賀郡旭町大字和田1671番地先 千代田起点38.032キロメートル地点までの間の中国横断自動車道広島浜田線本線車道上り線	12.937 メートル	終 日	
邑智郡瑞穂町大字市木6634番地 3 先 千代田起点25.095キロメートル地点から那賀郡旭町大字和田1671番地先 千代田起点38.032キロメートル地点までの間の中国横断自動車道広島浜田線本線車道下り線	12.937 メートル	終 日	

に改める。

別表第 9 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 17 条第 5 項第 4 号の規定による追越のための右側部分はみ出し通行禁止場所) の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場	所	区間距離	禁止日時	摘要
美保関町大字美保関865番地先 南東側県道三差路から美保関町大字美保関695番地 1 先五本松公園入口三差路までの間の主要地方道境美保関線		1,350 メートル	終 日	
美保関町大字森山1668番地 3 先から 美保関町大字美保関902番地先 南方県道三差路までの間の主要地方道境美保関線		3,500 メートル	終 日	

別表第 9 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 17 条第 5 項第 4 号の規定による追越のための右側部分はみ出し通行禁止場所) の津和野警察署の部鹿足郡の項中

場	所	区間距離	禁止日時	摘要
六日市町大字幸地、山口県境界から同町大字真田、七村部落入口三差路までの間の国道187号線		11,300 メートル	終 日	

日原町大字青原地内、益田市境界 (京都起点511.55キロメートル) から同町大字青原 1 38 の 3 番地先 京都起点515.4キロメートル地点までの間の国道 9 号線	3,850 メートル	終 日	
柿木村大字柿木66番地先から同1706の 1 番地先 北方150メートル地点までの間の国道187号線	1,480 メートル	終 日	
日原町大字河村592番地 1 先 (京都起点516.5キロメートル) から同町大字滝元186番地 3 先 (京都起点522.0キロメートル) までの間の国道 9 号	5,500 メートル	終 日	
日原町大字左鎧地内大魚トンネル西方300メートル地点から同大魚トンネル東方300メートル地点までの間の国道187号	1,050 メートル	終 日	
津和野町大字尚地117の 1 番地先から同町大字野坂山口県境界までの間の国道 9 号	8,150 メートル		
日原町大字日原38番地先 日原大橋東詰交差点南方200メートルの地点から同町大字枕瀬549番地先枕瀬橋西詰交差点までの間の国道187号線	600 メートル	終 日	

を

場	所	区間距離	禁止日時	摘要
六日市町大字幸地地内 山口県境界から同町大字真田 6 番地先 七村地区入口三差路までの間の国道187号		12,300 メートル	終 日	
日原町大字青原益田市境界から同町大字池村1942番地 1 先京都起点515.4キロメートルまでの間の国道 9 号		3,850 メートル	終 日	

報 根 道

柿木村大字柿木53番地 8 先から同村大字柿木1706番地 1 先北方約150メートルまでの間の国道187号	1,480 メートル	終 日	
日原町大字河村592番地 1 先 京都起点516.5キロメートルから同町大字滝元186番地 3 先 京都起点522.0キロメートルまでの間の国道 9 号	5,500 メートル	終 日	
日原町大字左鑑2557番地先 大魚トンネル西方約300メートルから同町大字左鑑2557番地先 大魚トンネル東方約300メートルまでの間の国道187号	1,050 メートル	終 日	
津和野町大字直地251番地 2 先 京都起点527.0キロメートルから同町大字野坂山口県境界までの間の国道 9 号	8,400 メートル	終 日	
日原町大字日原38番地先 日原大橋東詰交差点南方約200メートルから同町大字枕瀬橋西詰交差点までの間の国道187号	900 メートル	終 日	

に改める。

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の松江警察署の部松江市の項中

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき の方向	摘要
古志原町580番地 2 先	三差路	東 詰	

を削り、同項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき の方向	摘要
浜乃木 3 丁目 7 番11号先	南側三差路	東 詰	
古志原 4 丁目 3 番15号先	北東側三差路	南西詰	
東津田町1083番地 1 先	交差点	南 詰	
東津田町1253番地 4 先	交差点	南 詰	
法吉町230番地先	北方交差点	南 詰	

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき の方向	摘要
東出雲町錦新町 5 丁目 2 番10号先	三差路	南 詰	
美保関町大字美保関865番地先	南東側県道三差路	北 詰	
美保関町大字美保関902番地先	南方県道三差路	北 詰	
美保関町大字千酌1256番地 1 先	北西側約300m地点の三差路	西 詰	
玉湯町大字湯町1776番地 1 先	北側三差路	西 詰	

玉湯町大字湯町1796番地先 玉湯町中央公民館南東側交差点	南詰・北詰	
玉湯町大字湯町1865番地先 三差路	東 詰	
穴道町大字佐々布1506番地先 北北東側約80m地点の交差点	南南東詰・北北西詰	

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の出雲警察署の部出雲市の項中

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
浜町1584番地先 南方交差点	南詰・北詰	
浜町1154の 4 番地先 交差点	南詰・北詰	

を

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
浜町1584番地先 南方交差点	東詰・西詰	
浜町1154番地 4 先 西方交差点	北 詰	

に改め、

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
西園町3337番地先 三差路	西 詰	

を削り、同項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
西園町1248番地先 く にびき海岸大橋東詰交差点	北詰・南詰	
西園町2702番地先 南方交差点	北詰・南詰	
西園町2954番地先 東方交差点	北 詰	
西園町3260番地11先 く にびき海岸大橋西詰交差点	北詰・南詰	
西園町3326番地先 北東交差点	北 詰	
上塩冶町130番地先 北側交差点	南詰・北詰	
上塩冶町2694番地 5 先 南東交差点	北 詰	
上塩冶町2694番地 5 先 南方交差点	南詰・北詰	
大津朝倉 1 丁目 1 番地35先 西側三差路	南 詰	
大津朝倉 1 丁目 5 番地 7 先 朝倉南公園 北東三差路	西 詰	

大津朝倉 1 丁目 8 番地 6 先 南東交差点	西 詰	
小山町440番地 5 先 交差点	東詰・西詰	
姫原 3 丁目 5 番地 1 先 南西三差路	東 詰	
姫原 3 丁目 5 番地 1 先 北西三差路	東 詰	
浜町1142番地 1 先 交差点	東詰・西詰	
今市町929番地先 交差点	西 詰	
今市町971番地13先 交差点	東 詰	

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の出雲警察署の部簸川郡の項中

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
多伎町大字久村1124先 50メートル北方交差点	南東	
場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
多伎町大字久村1124番地先 北方約50メートル交差点	北詰・南詰	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
佐田町大字高津屋485番地 2 先 下橋波トunnel 東方三差路	南 詰	
斐川町大字神水1955番地先 南方交差点	西 詰	

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の平田警察署の部平田の項中

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
平田町2265番地 8 先 通所東橋東詰交差点	南 詰	

を

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
平田町2338番地 東橋東詰交差点	南詰・北詰	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
平田町2791番地 1 先 東橋西詰交差点	北 詰	
平田町245番地11先 北方50メートル交差点	東詰・西詰	

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の大田警察

署の部大田市の項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
大森町イ346番地先 西側交差点	南詰・北詰	

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の浜田警察署の部浜田市の項中

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
牛市町 2 番地先 交差点	北	

を

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
牛市町89番地 7 先 三重橋東交差点	南 詰	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
牛市町13番地先 鏡山大橋南詰交差点	東 詰	

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の益田警察署の部益田市の項中

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
飯田町1693番地 6 号先 三差路	東	

を削り、同項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
飯田町1364番地 1 先 飯田橋北詰交差点	北 詰	

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の高速道路興津警察隊の部中

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
旭町大字丸原1529番地11先 旭バスストップア流出口	南	

を

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
旭町大字丸原1529番地11先 旭インターバスストップア流出口	南 詰	

に改める。

別表第12 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第45条第 1 項の規定による車両の駐車を禁止する場所) の松江警察署の部八束郡の項中

場	所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
美保関町大字森山821の3番地先	境水道大橋入口三差路から美保関町大字美保関字客人山1361番地先までの間の境美保関線(8000m)及び漁港臨港道路(700m)	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	8,700 メートル	

を削り、同項に次のように加える。

場	所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
美保関町大字森山823番地先	境水道大橋入口三差路から美保関町大字美保関661番地先 美保関公民館前までの間の主要地方道境美保関線	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	7,340 メートル	
美保関町大字美保関661番地先	美保関公民館前から美保関町大字美保関253番地先西方200m地点までの間の漁港臨港道路	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	700 メートル	

別表第12(法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所)の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場	所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
今市町971番地13先交差点から今市町929番地先交差点までの間の市道今市54号線		車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	47 メートル	

別表第12(法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所)の大社警察署の部簸川郡の項中

場	所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
大社町大字北荒木10番地28先交差点から同町大字杵築北2884番地先稲佐交差点までの間の主要地方道大社日御碕線		車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	2,200 メートル	

を

場	所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
大社町大字北荒木334番地1先万代橋東方交差点から大社町大字杵築北2884番地先稲佐交差点までの間の国道431号及び主要地方道大社日御碕線		車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	2,900 メートル	

に改める。

別表第12(法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所)の津和野警察署の部鹿足郡の項中

場	所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
津和野町大字森村1415番地先	森三差路から同町大字中座148番地先桂橋南詰までの間の町道森野坂線	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	1,600 メートル	

を

場	所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
津和野町大字森村1415番地先	三差路から同町大字中座1943番地1先交差点までの間の町道森野坂線	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	900 メートル	

に改める。

別表第17(法第4条第1項、第2項及び第17条第5項の規定により車両の通行の用に供しない部分(立入禁止部分)として表示する場所)の高速道路交通警察隊の部中

場	所	摘要
邑智郡瑞穂町大字市木6204番地先	千代田起点22,185キロメートル地点から邑智郡瑞穂町大字市木6242番地12先	千代田起点22,753キロメートル地点までの間の中国横断自動車道本線車道上り車線

報 根 島

邑智郡瑞穂町大字市木6204番地先 千代田起点22.185キロメートル地点から邑智郡瑞穂町大字市木6277番地4先 千代田起点22.442キロメートル地点までの間の中国横断自動車道本線車道下り車線	
邑智郡瑞穂町大字市木6630番地先 千代田起点24.826キロメートル地点から邑智郡瑞穂町大字市木6634番地3先 千代田起点25.096キロメートル地点までの間の中国横断自動車道本線車道下り車線	
邑智郡瑞穂町大字市木5504番地先 千代田起点24.246キロメートル地点から邑智郡瑞穂町大字市木6634番地3先 千代田起点25.096キロメートル地点までの間の中国横断自動車道本線車道下り車線	
那賀郡旭町大字市木7147番地先 千代田起点27.192キロメートル地点から同町大字市木7222番地1先 千代田起点27.552キロメートル地点までの間の中国横断自動車道本線車道下り車線	
那賀郡旭町大字市木7718番地先 千代田起点28.372キロメートル地点から同町大字市木3281番地先 千代田起点28.552キロメートル地点までの間の中国横断自動車道本線車道下り車線	
那賀郡旭町大字和田1671番地先 千代田起点38.032キロメートル地点から旭町大字和田1544番地1先 千代田起点38.532キロメートル地点までの間の中国横断自動車道本線車道下り車線	
那賀郡旭町大字和田1671番地先 千代田起点38.032キロメートル地点から旭町大字和田1544番地1先 千代田起点38.532キロメートル地点までの間の中国横断自動車道本線車道下り車線	
那賀郡旭町大字丸原1583番地5先 千代田起点39.952キロメートル地点から同1638番地9先 千代田起点40.452キロメートル地点までの間の中国横断自動車道本線車道下り車線	
那賀郡旭町大字丸原1530番地4先 千代田起点39.772キロメートル地点から同1638番地9先 千代田起点40.459キロメートル地点までの間の中国横断自動車道本線車道下り車線	

那賀郡金城町大字今福266番地3先 千代田起点45.952キロメートル地点から同1440番地4先 千代田起点46.452キロメートル地点までの間の中国横断自動車道本線車道下り車線	
那賀郡金城町大字今福266番地3先 千代田起点45.952キロメートル地点から同1440番地4先、千代田起点46.452キロメートル地点までの間の中国横断自動車道本線車道下り車線	
那賀郡金城町大字津井1087番地7先 千代田起点47.752キロメートル地点から同1090番地6先 千代田起点48.252キロメートル地点までの間の中国横断自動車道本線車道下り車線	
那賀郡金城町大字津井1086番地11先 千代田起点47.572キロメートル地点から同1090番地6先 千代田起点48.252キロメートル地点までの間の中国横断自動車道本線車道下り車線	

を

場	所	摘	要
邑智郡瑞穂町大字市木6204番地先 千代田起点22.185キロメートル地点から同6242番地12先 千代田起点22.753キロメートル地点までの間の中国横断自動車道本線車道下り線路端部			
邑智郡瑞穂町大字市木6204番地先 千代田起点22.185キロメートル地点から同6277番地4先 千代田起点22.442キロメートル地点までの間の中国横断自動車道本線車道下り線路端部			
邑智郡瑞穂町大字市木6630番地先 千代田起点24.826キロメートル地点から同6634番地3先 千代田起点25.096キロメートル地点までの間の中国横断自動車道本線車道下り線路端部			
邑智郡瑞穂町大字市木5504番地先 千代田起点24.646キロメートル地点から同6634番地3先 千代田起点25.096キロメートル地点までの間の中国横断自動車道本線車道下り線路端部			

那賀郡旭町大字市木7147番地先 千代田起点27.192キロメートル地点から同7222番地 1先 千代田起点27.552キロメートル地点までの間の中国横断自動車道広島浜田線本線車道下り線路端部	
那賀郡旭町大字市木7718番地先 千代田起点28.372キロメートル地点から同3281番地先 千代田起点28.552キロメートル地点までの間の中国横断自動車道広島浜田線本線車道下り線路端部	
那賀郡旭町大字和田1671番地先 千代田起点38.032キロメートル地点から同1544番地 1先 千代田起点38.532キロメートル地点までの間の中国横断自動車道広島浜田線本線車道下り線路端部	
那賀郡旭町大字和田1671番地先 千代田起点38.032キロメートル地点から同1544番地 1先 千代田起点38.532キロメートル地点までの間の中国横断自動車道広島浜田線本線車道下り線路端部	
那賀郡旭町大字丸原1583番地 5先 千代田起点39.952キロメートル地点から同1638番地 9先 千代田起点40.452キロメートル地点までの間の中国横断自動車道広島浜田線本線車道下り線路端部	
那賀郡旭町大字丸原1530番地 4先 千代田起点39.772キロメートル地点から同1638番地 9先 千代田起点40.459キロメートル地点までの間の中国横断自動車道広島浜田線本線車道下り線路端部	
那賀郡金城町大字今福266番地 3先 千代田起点45.952キロメートル地点から同1440番地 4先 千代田起点46.452キロメートル地点までの間の中国横断自動車道広島浜田線本線車道下り線路端部	
那賀郡金城町大字今福266番地 3先 千代田起点45.952キロメートル地点から同1440番地 4先、千代田起点46.452キロメートル地点までの間の中国横断自動車道広島浜田線本線車道下り線路端部	
那賀郡金城町大字宇津井1087番地 7先 千代田起点47.752キロメートル地点から同1090番地 6先 千代田起点48.252キロメートル地点までの間の中国横断自動車道広島浜田線本線車道下り線路端部	

那賀郡金城町大字宇津井1086番地11先 千代田起点47.572キロメートル地点から同1090番地 6先 千代田起点48.252キロメートル地点までの間の中国横断自動車道広島浜田線本線車道下り線路端部

に改める。

別表第22（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第50条第 2 項の規定により車両が停止することとなるおそれがあるとき入ってはならない部分（停止禁止部分）として区画する場所）の川本警察署の部邑智郡の項に次のように加える。

場	所	摘	要
石見町大字矢上938番地 2先	江津市外 7 町村消防組合川本消防署石見出張所前		

別表第26（法第 4 条第 1 項及び第 2 項及び第38条第 1 項の規定による自転車横断帯設置場所）の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場	所	自転車横断帯設置数	摘	要
玉湯町大字布志名81番地 2先	交差点	3		
玉湯町大字布志名392番地 2先	交差点	3		
玉湯町大字布志名531番地先	交差点	4		
美保関町大字美保関865番地先	南東側県道三差路	1		
美保関町大字美保関902番地先	南方県道三差路	1		
東出雲町錦新町 5 丁目 2 番10号先	三差路	2		

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項及び第38条第 1 項の規定による自転車横断帯設置場所) の安来警察署の部能義郡の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
伯太町大字安田1877番地 1 伯太大橋西詰交差点	2	

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項及び第38条第 1 項の規定による自転車横断帯設置場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
白枝町684番地 3 先 白枝交差点	1	

を

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
白枝町684番地 3 先 白枝交差点	4	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
西園町1248番地先 くにびき海岸大橋東詰交差点	1	
西園町3260番地11先 くにびき海岸大橋西詰交差点	1	

浜町1154番地 4 先 東方交差点

3

浜町1584番地先 南方交差点

1

塩冶町1544番地 7 先 海上東児童公園前交差点

1

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項及び第38条第 1 項の規定による自転車横断帯設置場所) の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
多伎町大字小田74番地 1 先 多伎町役場前交差点	1	

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項及び第38条第 1 項の規定による自転車横断帯設置場所) の平田警察署の部平田市の項中

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
平田町245番地11先 北方約50メートル交差点	2	

を

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
平田町245番地11先 北方約50メートル交差点	4	

に改める。

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項及び第38条第 1 項の規定による自転車横断帯設置

報 告 書 根 拠

場所) の大社察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘要
大社町大字北荒木318番地 1 先	1	
大社町大字北荒木334番地 1 先	1	

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項及び第38条第 1 項の規定による自転車横断帯設置場所) の益田警察署の部益田市の項中

場 所	自転車横断帯設置数	摘要
昭和町 415番地 3 先 島根県立石見高等看護学院先三差路	1	

を

場 所	自転車横断帯設置数	摘要
昭和町20番15号 島根県立石見高等看護学院先三差路	1	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘要
飯田町1364番地 1 先 飯田橋北詰三差路	3	

別表第29 (法第 4 条第 1 項第 2 項及び第49条第 1 項の規定による車両の時間制限駐車区間を指定する場所) の松江警察署の部松江市の項中

場 所	引き統 でき駐 車時間	適用 時間	対象車両	区間 距離	パーキン グ・チケ ット発給 機の基数	駐車枠	摘要
白潟本町43番地先 ステッ クビル西側交差点から同東 側交差点までの間の市道白 潟寺町 2 号線の当該道路の 中央から北側の部分	60分 以内	午前 8 時から 午後 8 時まで	車 両 (二輪のもの を除く。)	50 メー トル	1	7	

を削る。

毎週火・金曜日発行

平成十五年五月十六日印刷
平成十五年五月十六日発行

発行者
島
根
県

発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)